

議案第33号

西海市多目的船舶の運航及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

西海市多目的船舶の運航及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和4年6月10日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市多目的船舶の運航及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

西海市多目的船舶の運航及び管理に関する条例（平成17年西海市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（名称及び定係港）

第3条 船舶の名称及び定係港は、次のとおりとする。

- （1） 名称 はやて3号
- （2） 定係港 崎戸港

第6条中「はやて2号使用申請書」を「多目的船舶使用申請書」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則

で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の西海市多目的船舶の運航及び管理に関する条例の規定によりなされている申請、処分その他の手続は、この条例による改正後の西海市多目的船舶の運航及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

新旧対照表

西海市多目的船舶の運航及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新	旧				
<p>西海市多目的船舶の運航及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第119号</p> <p>第1条及び第2条 (略) (名称及び定係港)</p> <p>第3条 船舶の名称及び定係港は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 <u>はやて3号</u></p> <p>(2) 定係港 <u>崎戸港</u></p> <p>第4条及び第5条 (略) (使用の許可)</p> <p>第6条 船舶を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、前条第1号の規定に該当する場合は、<u>多目的船舶使用申請書</u>(以下「申請書」という。)に医師の要請書を添付し、同条第2号から第5号までの規定に該当する場合は、申請書に理由を付して、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>第7条～第15条 (略)</p>	<p>西海市多目的船舶の運航及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第119号</p> <p>第1条及び第2条 (略) (名称及び定係港)</p> <p>第3条 船舶の名称及び定係港は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">名称</th> <th style="text-align: left;">定係港</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はやて2号</td> <td>崎戸港</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条及び第5条 (略) (使用の許可)</p> <p>第6条 船舶を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、前条第1号の規定に該当する場合は、<u>はやて2号使用申請書</u>(以下「申請書」という。)に医師の要請書を添付し、同条第2号から第5号までの規定に該当する場合は、申請書に理由を付して、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>第7条～第15条 (略)</p>	名称	定係港	はやて2号	崎戸港
名称	定係港				
はやて2号	崎戸港				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の西海市多目的船舶の運航及び管理に関する条例の規定によりなされている申請、処分その他の手続は、この条例による改正後の西海市多目的船舶の運航及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。